地　医　第　１１７６　号
令和８年（2026年）10月26日

札幌市保健所長　様
旭川市保健所長　様
小樽市保健所長　様
市立函館保健所長　様

北海道保健福祉部長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について

自動体外始期除細動器（以下、「ＡＥＤ」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するための適切な管理等を徹底することが重要となります。

つきましては、今般の行政監査において北海道監査委員よりＡＥＤの使用期限切れについて指摘を受けたことから、所管するＡＥＤの適切な管理等の実施について、貴市所管施設に対し、周知をお願いします。

なお、別紙の関係団体に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

記

１　送付資料

別添「ＡＥＤの適切な管理の実施について」

別添「ＡＥＤ日常点検講習パンフレット」

２　その他

ＡＥＤが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、継続的な点検や耐用期間の確認等、ＡＥＤの適切な管理に十分留意願います。

地域医療推進局地域医療課
救急医療係（担当：村上）
TEL：011-204-5250（内線 25-324）
FAX：011-232-4472